

(仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)の解説

(目的)

第1条 この条例は、市内に存する空き地の雑草等の除去に関し必要な事項を定め、空き地の管理の適正化を図り、もって、市民の良好な生活環境の保全を確保することを目的とする。

【解説・運用】

条例の目的を定めたものである。

・空き地の雑草等について、刈り取りなどの適正な管理を行い、良好な環境を維持し、市民の生活環境を保全し、確保していくことを条例の目的としている。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、現に所有者等が使用していない土地の部分をいう。
- (2) 雑草等 青草、枯れ草又はかん木をいう。
- (3) 所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (4) 管理不良状態 雑草等が繁茂し、又は放置されている状態で、病虫害の発生又はごみの不法投棄を誘発するおそれがある場合をいう。

【解説・運用】

本条例の用語の定義を定めたものである。

(1) 空き地とは、市内における宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、人が現在使用していない土地とする。なお、この空き地には、空き家の敷地内における建物が存する以外の部分を含むものとする。

また、例えばその土地の一部を駐車場として利用し、未利用地がある場合にはその部分も含むものとする。

(2) 雑草等とは、青草及び枯れ草、またはかん木とする。かん木とは低い木のことで、樹高約3メートル以下のものである。

(3) 所有者等とは、空き地となっている土地の所有者、又は土地の所有者から委託を受けてその土地の管理を行っている者、その土地の所有者から賃貸借契約により使用している占有者とする。

土地の所有者が死亡していて、遺産分割が未了の場合に相続人全員を所有者等に含めるものとする。

(4) 管理不良状態とは、空き地に雑草等が繁茂し、又は放置されている状態で、病虫害の発生やごみの不法投棄等を誘発するおそれがある場合とする。

(所有者等の責務)

第3条 空き地の所有者等は、当該空き地が管理不良状態にならないよう適正に管理しなければならない。

【解説・運用】

空き地の所有者等の責務を定めたものである。

・空き地の所有者等は、雑草等が繁茂しないように適正に維持管理しなければならない。適正に維持管理するとは、空き地が管理不良状態となることの無いように、所有者等が雑草等の抜き取り、又は刈り取り等を行うこととする。

(指導又は助言)

第4条 市長は、空き地が管理不良状態であると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草等の除去その他の管理不良状態の解消に必要な措置をとるよう指導又は助言をすることができる。

【解説・運用】

空き地の所有者等への指導、助言行為を定めたものである。

・空き地が管理不良状態である場合、適正な管理を行うための雑草等の処理に必要な事項について、土地所有者等に草刈りを行うよう

に促すことや、草刈り専門業者の紹介等、雑草の草刈りについて助けとなるようなことを意見することが出来る。

(勧告)

第5条 市長は、前条の規定により指導を受けた空き地の所有者等が、当該空き地の雑草等の除去を行わず、管理不良状態が継続していると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、雑草等の除去その他の管理不良状態の解消に必要な措置をとるよう勧告することができる。

【解説・運用】

空き地の所有者等への勧告行為を定めたものである。

・市長は、第4条に基づき所有者等に対し、指導を行っても、所有者等が雑草等の除去を行わず、管理不良状態が継続していることを確認した場合には、所有者等に対して、相当の履行期限（14日間）を定めて、草刈り等の適正な管理を行うよう勧告することができる。

(命令)

第6条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等が正当な理由なくこれに従わず、かつ、管理不良状態が継続しているときは、所有者等に対し、期限を定めて雑草等の除去その他の管理不良状態の解消に必要な措置をとるよう命ずることができる。ただし、緊急を要する場合には、第4条及び前条の手続を省略することができる。

【解説・運用】

空き地の所有者等への命令行為を定めたものである。

・市長は、第5条に基づき所有者等に対し、勧告を行っても、所有者等が雑草等の除去を行わず、管理不良状態が継続していることを確認した場合には、所有者等に対して、相当の履行期限（14日間）を定めて、草刈り等の、適正な管理義務を果たすように命ずるものである。

なお、草刈り等の対応を緊急に行う必要が生じた場合（例：蜂や病虫害の発生など）には、指導、勧告の手続きを経ないで命令することができることとする。

（代執行）

第7条 市長は、前条の規定により命令を受けた所有者等がこれに従わないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめることができる。この場合においては、その費用を所有者等から徴収するものとする。

【解説・運用】

空き地の所有者等への行政代執行行為を定めたものである。

・所有者等が第6条の命令に従わない場合、市長は所有者等に代わり自ら、草刈り等の空き地の適正な管理の為に必要な行為を実施すること、又は他の第三者にこの作業を行わせることができるものとする。

・手続きは、行政代執行法第3条に基づき、土地所有者等に相当の履行期限（14日間）を定めて文書で戒告する。

その後、草刈り等が履行されない場合には、代執行令書をもって代執行を行う時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を土地所有者等に通知し、代執行を行う。

代執行に要した費用については、所有者等に請求し、徴収するものとする。

（立入調査）

第8条 市長は、指導、勧告、命令又は代執行を行うため必要があると認めるときは、必要な限度においてその職員に空き地に立入り、調査させることができる。

2 所有者等は、前項の規定による立入を拒み、又は妨げてはならない。

3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携行し、所有者等の請求があったときは、これを提示しなければならない。

【解説・運用】

空き地への立ち入り調査を定めたものである。

- ・職員（流山市職員、臨時職員を含む）は、指導、勧告、命令、代執行を行う場合に、必要がある時には、その該当する空き地に立ち入り、雑草やかん木の繁茂や、病虫害の発生状況等について、調査（写真の撮影や、雑草の高さ、かん木の本数などや、病虫害の種類や状況等）することが出来る。
- ・規則第8条に定める身分を示す証明書を常に携帯し、空き地の所有者等から請求があった場合には、それを掲示するものである。
- ・所有者等は立入調査の妨害等を行ってはならない。また、調査に協力し、資料等が必要な場合には提供しなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説・運用】

条例の施行に必要な事項を定めたもの。

- ・条例の施行に必要な事項については、規則を定めるものである。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。